

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 24 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート②> 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

<アンケート①>

対象先: 309 先 (24 年7月以降 25 年6月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率: 99.0% (306 先)

<アンケート②>

対象先: 319 先 (24 年7月以降 25 年6月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率: 99.7% (318 先)

アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、項目全体として、「1(妥当)」とする割合が 65.8%(昨年 65.0%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 32.5%(同 33.3%)となりました。

また、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合は 98.3%(昨年 98.3%)と、98%を超えていることを勘案すると、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えています。

アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 29 項目のうち 25 項目で、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目について、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査期間」・・・「3」と「4」を合わせた割合 4.0%

金融機関から、金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長いという意見がありました。

この意見に対しては、今後オン・オフ一体の検証を中心に進める中で、オフサイトモニタリングによる事前分析を充実させることにより、検証分野を絞り込むなど、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある金融検査を進めていきたいと考えています。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 12.8%

金融機関から、検査の時期が決算期末や年末・年始などの繁忙期と重なり負担感を感じたとの意見がありました。

これらの意見に対しては、今後とも、決算期末、株主総会(総代会)や年末・年始の時期などに跨って検査を実施する場合には、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 4.5%

「資料の提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 3.3%

金融機関から、検査官の退出時刻が遅いといった意見や、資料の提出期限が短く事務負担であったという意見がありました。

これらの意見に対しては、今後はオン・オフ一体の検証を中心に進めるほか、内部研修において、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示したところではありますが、引き続き、研修等の機会を通じて指導を徹底してまいります。

自由記載欄における意見について

◇ 自由記載欄における意見については、以下のような意見が寄せられています。

- ・ 評定制度について、「双方の認識を合わせていく上で、有効な制度である」などといった評価する意見が 42 先あり、「レベル感がわかりにくい」などといった改善

を求める意見が8先ありました。

- ・ 検査マニュアルについて、「経営をより良い方向へ導くものとして非常に有効である」などといった評価する意見が 43 先あり、「規模・特性等に応じた判断基準をどのように捉えればよいか分かりづらい」などといった改善を求める意見が6先ありました。
- ・ 検証範囲や資料の提出等について、「限定された範囲・項目についての検査であり、内容等にメリハリがあった」などといった評価する意見が 59 先あり、「複数の検査官から、同じ質問を受けるケースや、同じ資料を複数回求められるケースが散見され、効率的な実施の観点等から改善をお願いしたい」などといった改善を求める意見が 23 先ありました。
- ・ 双方向の議論等について、「双方向の議論が十分に行われたことで、今後にかかすべき問題提起を頂き、改善に向けた方向性がより明確となった」などといった評価する意見が 92 先あり、「検査官からの一方的な発言があった」などといった改善を求める意見が 14 先ありました。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1(理解しやすい)」とする割合が 70.4%(昨年 69.6%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が 28.0%(同 29.1%)となり、「通知書の交付までの期間」については、「1(適当)」とする割合が 74.2%(同 67.4%)、「2(概ね適当)」とする割合が 23.9%(同 29.5%)となりました。

また、2項目とも「1」と「2」を合わせた割合が 98%を超えていることを勘案すると、検査結果通知については、全体としてはほぼ適切に行われたものと考えています。

終わりに

検査局では、平成 25 事務年度の金融モニタリング基本方針を踏まえ、今後はオン・オフ一体の検証を中心に進めてまいります。併せて、一層適切な検査の実施に努めてまいりますので、各金融機関におかれましては、検査モニターを含めた金融モニタリングのあり方について、忌憚のないご意見をお寄せください。

今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課指導総括係
Tel: 03-3506-6000(内線 2300、2583)